別添２

写

２７食産第３８１２号
平成２７年１１月２０日

有機ＪＡＳ登録認定機関　代表者　殿

農林水産省　食料産業局食品製造課長

太平物産株式会社が生産した肥料に関する調査結果等について

太平物産株式会社（秋田県秋田市卸町三丁目３番１号。以下「太平物産」という。）が生産した肥料の使用状況に関する調査にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

この調査の結果、認定事業者が使用していた太平物産生産の肥料は、おらほの肥し、まんてん有機、いろどり有機、オール有機及びバイオニックの５銘柄が存在しました。このうちおらほの肥し（平成２５年９月１２日以降製造分。）については、硫酸アンモニア、副産りん酸肥料が使用されており、有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示１６０５号）において使用できないものであることが判明しましたので、お知らせします。

なお、おらほの肥し（平成２５年９月１２日以降製造分）を使用した事業者については、当該肥料の使用に非がなく、ほ場についても、慣行ほ場と異なり有機ほ場としての管理が行われてきていることから、天災時の取扱いや国際的な取扱いも考慮し、下記のとおりとしますので、有機JASマークの除去、販売先への通知等につきまして、適切にご対応頂きますようお願いします。

記

１．ほ場の取扱い
　認定継続

２．当該肥料を使用して生産した農産物の取扱い
　当該肥料の最終使用日から１年以内に収穫された農産物については格付不可
（１年経過後に収穫されたものについては有機農産物として格付可能）

【お問い合わせ先】
農林水産省　食料産業局
食品製造課　有機・行程規格班
　担当：長谷、酒瀬川
　ＴＥＬ：０３－６７４４－７１３９